

リハビリテーション/作業療法士に関連するものを「疑義解釈資料の送付について(その5)」より下記に抜粋します。詳細は疑義解釈資料の送付について(その5)をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001698587.pdf>

なお、令和 8 年度診療報酬改定については下記をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html

● 医科診療報酬点数表関係

< 排尿自立支援加算 >

<p>問6 回復期リハビリテーション強化体制加算の施設基準として「A251」排尿自立支援加算の届出が要件となったが、排尿自立支援加算の要件である研修には、具体的にはどのような研修が該当するか。</p>	<p>医-2</p>
<p>(答)「疑義解釈資料の送付について(その1)」(平成 28 年3月 31 日事務連絡)別添1の問 97 に示す研修の他に、以下の研修が該当する。なお、「B005-9」外来排尿自立指導料の要件である研修についても同様である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全日本病院協会 下部尿路機能障害の治療とケア研修会 ・東京都立病院機構東京総合診療推進プロジェクト(T-GAP) 排尿機能回復に向けた治療とケア講座 ・日本リハビリテーション病院・施設協会 下部尿路機能障害の排尿ケア講座 ・回復期リハビリテーション病棟協会 排尿自立支援加算 研修会 <p>いずれの研修も、医師・看護師共通要件である部分と看護師の要件である部分に分かれており、それぞれ必要な部分を全て受講することで要件を満たす。</p>	

< リハビリテーション実施計画書等 >

<p>問 16 入院診療計画書については、患者等に交付した文書の写しを診療録に添付することとされているところ、令和8年度診療報酬改定において医師や患者等の署名が不要となったことを踏まえ、「疑義解釈資料の送付について(その2)」(令和8年4月1日事務連絡)別添1の問 23 において、「電磁的方法により診療情報の記録及び保存を行っている場合には、診療録に患者等に交付したものと同一内容の文書が電子媒体で保存されており、その文書を用いて説明を行った日及び説明者が記載されていることでよい」旨が示されているが、リハビリテーション実施計画書等、署名が不要とされている他の書類についても、同様に扱ってよいか。</p>	<p>医-5</p>
<p>(答)そのとおり。</p>	